

項番	区分	ページ	箇所	誤	正	修正刷	補足事項
1		38	非嫡出子 相続分違 憲判決	(非嫡出子の相続分の2分の1とする)	(非嫡出子の相続分を2分の1とする)	2→3	
2		78	演習2	ア 適応される酒税が高くなったとき の発泡酒市場	ア バターが値下がりしたときのマー ガリンの市場	2→3	